

## 誓 約 書

下記1の町発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団及び暴力団員排除に協力するため、下記2のとおり誓約し、併せて役員一覧表を提出します。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び裏面の役員一覧表の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)及び同(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団及び暴力団員を排除するために利用し、又他の契約担当者に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 発注工事名

#### 2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しません。

ア 多可町暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員

ウ 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(2) 本工事契約の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の本工事契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の受注者としません。

(3) 下請契約等（受注者が本工事契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約が数次にわたるときは、そのすべての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が当該者を発注者とする下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を受注者としないう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請します。

(4) 受注者が前3号のほか、本工事請負契約書及び本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べません。

(5) 受注者は、下請契約等の受注者から、本誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後、直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時まで発注者に提出します。

(6) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告します。

(7) 発注者が、第5号により下請契約等の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出します。

(8) 本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

(9) 下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときは、受注者に報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。

(10) 下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告します。

平成 年 月 日

多 可 町 長 様

（受注者）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法 人 名 〕

代表者名

印

## 役員一覧表

### 記載方法

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役社長	多可 太郎	タカ タロウ	明治 大正 昭和 平成 ○○年○○月○○日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

多可町暴力団排除条例（平成 24 年多可町条例第 34 号） 抜粋  
（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
  - ア 暴力団員が役員（法第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
  - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
  - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
    - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
    - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
    - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
  - エ アからウまでに掲げる、いずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 省略